

ちくほう 労働者支援だより



解雇・雇止め集中相談会のご案内

解雇、雇止め、その他労働問題に関するご相談をお受けします。
一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

相談無料

秘密厳守

【日 時】 令和7年2月26日(水)、2月27日(木)
9:00~20:00まで(受付は19:30まで)

【場 所】 福岡県筑豊労働者支援事務所
飯塚市新立岩8-1 福岡県飯塚総合庁舎 別館2階

【電 話】 0948-22-1149



◎予約優先(予約なしでも可)。

◎来所のほか、電話相談もお受けしています。

(労働者・使用者いずれの相談も対応いたします。)

◎相談内容によっては、弁護士と連携した相談も行います。



労働相談(通常)のお知らせ

筑豊労働者支援事務所では、労働条件、解雇、職場のいじめなどの労働問題についての相談をお受けし、助言や情報提供等を行うことで自主的な解決が図られるよう支援しています。
お気軽にご利用ください。

ご相談や出張相談の予約は
こちらにお電話ください。

☎ 0948 (22) 1149



区 分	日 時	会 場
通常相談 (来所・電話)	平日 8時30分~17時15分 (祝日、年末年始を除く)	筑豊労働者支援事務所
夜間電話相談	毎週水曜日 17時15分~20時 (祝日の場合は翌日。年末年始を除く)	※転送電話により、県内4か所の労働者支援事務所が輪番制で対応します
メール相談受付	随時受付 ※回答は電話等で行います	専用メールアドレス chikuhou-rso@pref.fukuoka.lg.jp
職場の悩み相談 (女性対象)	毎月第1水曜日 10時~12時 (前日12時までに要予約)	イイツカコミュニティセンター (飯塚市男女共同参画推進センター「サンクス」)
出張相談	毎月第2火曜日 13時~16時 (前日12時までに要予約)	宮若市役所 会議室
	毎月第3火曜日 13時~16時 (前日12時までに要予約)	直方市役所 1階 市民相談室
	毎月第4水曜日 13時~16時 (前日12時までに要予約)	田川市役所 会議室
	随時予約受付	直方市、田川市、嘉麻市の各市役所庁舎等

正社員だけでなく、パート・アルバイトの方も！ ☆ 年次有給休暇 ☆



★年次有給休暇（年休）とは

一定期間勤務した労働者に対して、心身の疲労を回復し、ゆとりある生活を保障するために付与される休暇のことで、「有給」で休むことができる（賃金が減額されない）休暇のことです。

正社員、パートタイム労働者などの区分なく、一定の要件を満たしたすべての労働者に対して与えなければなりません。

1 年次有給休暇が付与される要件

年次有給休暇
の発生要件



雇入れの日から
6か月継続勤務



全労働日の
8割以上出勤



※業務上のけがや病気で休んでいる期間、法律上の育児休業や介護休業を取得した期間などは出勤したものとして取り扱う必要があります。

2 年次有給休暇の付与日数

（１）通常の労働者

継続勤務年数	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額その他不利益な取扱いをしないようにしなければなりません。（労働基準法附則第136条）



（２）週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者

週所定 労働日数	1年間の 所定労働日数※		継続勤務年数						
			6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
4日	169日～216日	付 与 日 数	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日		5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日		3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～72日		1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

※週以外の期間によって労働日数が定められている場合

3 年次有給休暇の取得時季および時季変更権

- ・年休は取得理由を問われることなく、原則として労働者が指定した日に与えなければなりません。
- ・ただし、労働者が指定した日に年次有給休暇を与えると、事業全体が正常に運営できないという客観的な事情があるときに限って、使用者は他の日に変更することができます。
単に「業務多忙だから」という理由では、変更は認められません。

4 年次有給休暇の時季指定義務

- ・年10日以上年休が付与される労働者に対しては、使用者は、年5日について、労働者の意見を聞き、その意見を尊重するよう努め、時季を指定して取得させる必要があります。

※年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。



これらは労働基準法で定められた最低限の基準です。

労働基準法を上回る休暇制度を設けている会社もあります。

ご自身の勤務先にどのような休暇制度があるか今一度ご確認ください。

年次有給休暇の取得は労働者の健康と生活に役立つだけでなく、労働者の心身の疲労の回復、生産性の向上など会社にとって大きなメリットがあります。労働者・使用者ともに休みやすい環境づくりに取り組み、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指しましょう。

◎厚生労働省

年次有給休暇取得促進特設サイト

- ◆年次有給休暇を取得しやすい環境を整備するために役立つ情報を紹介しています。

- ◆ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>



ようこそ、筑豊労働者支援事務所のホームページへ



二次元コード



アドレス

https://
www.pref.fukuoka.lg.jp/
soshiki/4613403/

福岡県筑豊労働者支援事務所

業務内容

- 労働問題に関する相談
- 働き方改革の取組推進

職場の人間関係や労働条件に関するトラブルや悩み等 のご相談をお受けします。

労働者、使用者どちらのご相談もお受けします。**秘密厳守、相談無料。**

詳しくは [労働相談、お受けします！](#) (クリック！)

できれば…[労働相談の前にご準備ください。](#) (クリック！)

お近くでは [2024年度 筑豊地区 出張労働相談のお知らせ](#) (クリック！)

連絡先

代表窓口

〒820-0004

飯塚市新立岩8番1号

飯塚総合庁舎 別館2階

飯塚市役所から

県立嘉穂東高校へ向かう道

福岡家庭裁判所飯塚支部の少し先

左側の二つの建物の小さな方です

Tel:0948-22-1149

Fax:0948-22-4118

[メールでのお問い合わせはこちら](#)



働き方改革に取り組む企業の支援を行います。

働き方改革、はじめませんか？

[よかばい・かえるばい企業 参加募集中!!](#) (クリック！)

SNS(X・旧ツイッター)情報発信中！

労働相談や働き方改革を随時発信しています。



(二次元コード)



筑豊労働者支援事務所では、
ホームページで、**情報**を**随時発信**しています。
SNSもフォローしてね。
事務所への地図もあるし、パソコンだけではなく、
スマートフォンでも見れるんだ！



ホームページでは、こんな記事を見ることができます!!



人を雇うときに**知らせることって？**

👉 事業主のみなさま、人を雇うときには**労働条件**を知らせていますか？

もしかして、これって、**ハラスメント**？

「**ハラスメント**」されていませんか？ していませんか？ 👉



寝不足です...勤務間インターバルってなに？

👉 **勤務間インターバル制度導入ノススメ**

筑豊労働者支援事務所からのご提案です。**働き方改革、はじめませんか？**

福岡県働き方改革実行企業 **よかばい・かえるばい企業** 参加募集中!! 👉



前号に引き続き、おなじみの、福岡県の広報部長の**エコトン**だトン。

エコトンも**ホームページの閲覧**を**首を長〜くして**、お待ちしているトン！

(やっぱり、「エコトンの首はどこ？」は、言わないで欲しいトン！)



記事の二次元コードのリンク先は、変更・削除(リンク切れ)となることがあります。あらかじめご了承ください。

福岡県の最低賃金のお知らせ



福岡県最低賃金	1時間 992円	効力発生日 令和6年10月5日
---------	----------	--------------------

福岡県最低賃金は、福岡県内で働くすべての労働者に適用されます。

◎下記の産業に該当する事業所で働く労働者には、それぞれの「特定最低賃金」が適用されます。
但し、18歳未満又は65歳以上の方などの適用除外対象者は除きます。

特定最低賃金		効力発生日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1時間 1,106円	令和6年12月10日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1時間 1,071円	
輸送用機械器具製造業	1時間 1,081円	
百貨店、総合スーパーマーケット	1時間 1,000円	
自動車（新車）小売業	1時間 1,066円	

※上記に該当しない産業は、令和6年10月5日改定の福岡県最低賃金（1時間992円）が適用されます。

- 詳しくは、福岡労働局労働基準部監督課賃金室(☎092-411-4578) または、お近くの労働基準監督署までお尋ねください。
- 最低賃金特設サイト（右の二次元コード）もあります。



団体交渉が進展しないとき

労働組合と使用者との トラブルの解決は 労働委員会へ

労働問題に詳しい、大学教授、弁護士、組合の役員、経営者団体の役員等の委員がサポートします。

不利益な取扱いを受けたとき



福岡県労働委員会事務局

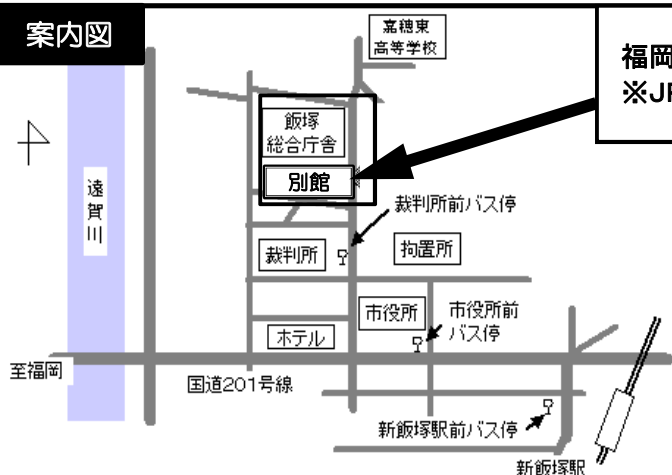
- 労使紛争の調整(あっせん等)
- 不当労働行為の審査、労働組合の資格審査

調整課 (092)643-3980
審査課 (092)643-3982



詳しくは
HPを！

案内図



福岡県筑豊労働者支援事務所（福岡県飯塚総合庁舎別館2階）
※JR新飯塚駅から約800メートル（徒歩約15分）

編集・発行

令和7年1月発行



X
(旧ツイッター)

福岡県筑豊労働者支援事務所
〒820-0004 飯塚市新立岩8番1号
福岡県飯塚総合庁舎 別館2階
TEL: 0948-22-1149
FAX: 0948-22-4118



ホームページ